

NPOに必要な ヒト・モノ・カネ

第2回 NPOの設立・運営ノウハウ

私はNPO（特定非営利活動）法人「東京いのちのポータルサイト」、通称「いのポタ」の広報担当理事をしています。

「いのポタ」は、二〇〇二年八月に任意団体として設立しました。

地震や水害などの自然災害で、一瞬にして多くの人の命が奪われる。いじめや生活苦で、自ら命を断つ人が激増している。そんな日本の状況を、自分たちの力でなんとかしたい。そこで、防災、環境、医療、福祉、教育、地域再生、スポーツなどなど、各地域で活動し、情報を発信しているたくさん人のグループと連携し、平常時と災害時の両方で機能する、緩やかで大きな人と人とのつながりをつくらうと考えたの

が始まりです。

二〇〇三年五月三〇日にNPOとして認証され、現在、会員数は約二〇〇人。産官学民の様々な人々が集い、耐震補強をはじめとする地震防災を中心として、人の命を守るための活動をしています。

前号では、その「いのポタ」の活動のご紹介をさせていただきましたが、今回は、「いのポタ」の活動を通して学んだ、NPOの設立と運営ノウハウをお伝えしたいと思います。

NPO法人設立に向けて

国や地方の借金は一〇〇〇兆円（二〇〇八年度予算案および「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」



小田 順子

NPO法人「東京いのちのポータルサイト」
広報担当理事
ライター・ウェブコンサルタント

【おだ じゅんこ】1965年、東京都新宿区生まれ。「わかりやすい文章」、「わかりやすいサイト」作りを大切に、人がよりよく生きるために必要な知識・情報を発信することをミッションとする。現在、NPOや公共・公益団体、士業事務所などを支援



阪神・淡路大震災で倒壊した阪神高速道路（東灘区深江南町）
（富士常葉大学 小村隆史氏撮影）

によれば、約一〇八三兆円）。国民一人当たり八〇〇万円も借金を抱えています。

例えば冬の夕方六時、風速一五mの日に、東京湾北部にマグニチュード七・

図1 日本の災害リスクは世界一！（ミュンヘン再保険会社「アニュアルレポート」より）



三の地震が起こったとします。死者は一万人を超え、負傷者は二一万人と予測されています。電気、水道などのライフラインが止まった状態

態で七〇〇万人の避難者があふれ、四六〇万人が避難所生活を余儀なくされ、社会経済上の大混乱がおきます。経済被害は日本の国内総生産の約二割、一二兆円で、これは阪神・淡路大震災の約二倍にもなります（東京湾北部地震被害想定 中央防災会議 二〇〇五年より）。

今、首都直下型地震が起きたら、約一万人の犠牲者がでて、八五万棟の家が全壊・全焼、一〇〇兆円以上を失う可能性が高いのです。これは国民が一年に納める税金の二倍です。ミュンヘン再保険会社によれば、東京は世界でダントツ災害リスクが高い都市だとか（図1）。

これは何とかしなくてはいけない！と立ち上がった人々の中心にいたのは、実は東京都の職員でした（二〇〇二年当時）。各地域で活動をしている団体のリーダーに「一緒にやろうよ！」と声をかけてまわり、自らは裏方に回って、文書の作成やITを駆使したメンバー間のコミュニケーションを担いました。

さすがに都職員。設立趣意書などは今読んでも惚れ惚れするような文章です（「いのポタ」のホームページ http://www.tokyo-portal.info/about_us.html で公開されています）。

また、事業計画もうまく作られています。当初は、各地域の防災の取り組み



NPO法人「東京いのちのポータルサイト」のホームページ <http://www.tokyo-portal.info/>

みをインターネット上で束ねるポータルサイトの構築が目的でしたが、今は耐震補強推進のための政策提言と普及・啓発活動に重きが置かれています。それでも問題のない事業計画になっていることには脱帽です。

ちなみに、「いのポタ」のリーダー、つまり理事長には、当時の東京早稲田商店会長の安井潤一郎氏が就任しました。安井氏は、二〇〇五年に衆議院議員となり、「小泉チルドレン」などと呼ばれりましたが、「いのポタ」は決して自由民主党によって作られた組織ではありませんのであしからず。

二〇〇二年八月二〇日の実行委員会設立後、任意団体として活動を続けてきた「いのポタ」は、同年一二月二五日に「特定非営利活動法人東京いのちのポータルサイト」の設立に向けて総会を開催しました。

NPO 法人設立手続きの流れ



NPO 法人設立手続きについての詳細は、内閣府のホームページ「NPO 法人をつくる・営む」を参照されるとよいでしょう。

<http://www.npo-homepage.go.jp/found/index.html>

その時の中心的人物の中には、都職員その他にも公務員がいました。でも、理事などの役職には就かず、社員（「いのポタ」では「運営委員」と呼んでいます）として参加していました。後でわかったことなのですが、理事などになると、「法人の役員」ということで、役所に「兼業届」を提出することが必要になるということでした。

※注 兼業が許可されれば、役員になることに問題はありません。

NPO 法人設立までの道のり

総会以降、必要書類を整備して、二〇〇三年二月五日に「設立認証申請書類」を東京都に提出しました。それから約四か月後の五月三〇日に NPO 法人として認証されました。ずいぶん時間がかかったのですが、何か問題があったのかと思ったのですが、実は色々な手続きがあるので、四か月くらいかかるのは普通のようなのです。

また、認証されたら終わり、ではなく、その後は法人登記をしなければなりません。税務署に青色申告の承認申請もする必要があります。これは、株式会社などの営利法人と同じなのです。

法人運営のヒト・モノ・カネ

NPO とは言っても、一般的な企業同様、「法人」です。やはりヒト・モノ・カネが必要なのは変わりありません。

「いのポタ」は、法人設立時に「お役人」⇨ヒトが「文書」⇨モノをしつかり整備してくれました。そういった意味で、公務員は、実は NPO に必要な人材なのです。他にモノはこれと云って必要ないかもしれません。

ただし、やはりカネは必要です。NPO は、「何でも無料でやってくれる集団」ではないのです。むしろ、世の中に価値を生み出すことが存在意義であり、活動目的である以上、極端な言い方をすれば「お金を払ってでもお願いしたい」と思われるような事業を展開すべきだと個人的には思っています。

「いのポタ」の事業を大まかに分類すると、命を守るための①政策提言②普及・啓発活動の二つに分かれます。

「政策提言」については、お金はほとんどかかりません。ヒト⇨志と知識、人脈だけで大きな成果を上げることが可能です。「いのポタ」メンバーには大学



耐震補強工法の説明に聞き入る国土交通大臣、住宅局長（いずれも2005年当時）、新宿区長（2005年6月19日「第1回耐震補強フォーラム」にて）

の先生など専門家も多く、その知見は無償かそれに近い状態で提供されます。

二〇〇五年六月一九日に開催した

「第一回耐震補強フォーラム」では、
①技術革新②情報共有の場づくり③努力した人が報われる仕組みづくりを提言しました。具体的には、

- ・技術者がよい技術を開発すれば、どんどん広がって利益が増える仕組み、建築士や工務店がよい補強工事をすれば、きちんと評価され業績が向上する仕組みを作る ↓ 実績を積極的に公表し、良いものが選ばれる市場を創造する

- ・耐震補強をした人が報われる仕組みを作る ↓ 耐震補強をした人の消費

税の免除、固定資産税の減額、工事費の助成、地震保険など保険料の減額など

- ・低所得者やハンディのある方については、行政が重点的に支援する

- ・地域の腕のよい建築士や工務店同士が組んで「耐震補強推進会」を作り、その良い腕をわかりやすく宣伝する

という提案をしました。今では既
に実現していることもあります。当時
は、「耐震補強の推進や助成制度を設
けることは、個人の財産に税金を投入
することになるので、公的な組織が支
援すべきではない」という考えに阻まれ、
なかなか進まなかったのです。国を挙
げて耐震補強に取り組んでいる現状を
考えると、「いのポタ」の政策提言に
も影響力があったと言えるのではない
でしょうか。

一方、普及・啓発事業は、その対象
者が多ければ多いほど、テーマに対す
る関心が低ければ低いほど、カネが必
要になってきます。

「第一回耐震補強フォーラム」では、
東京の田町にある「建築会館」という
立派な会場にたくさんの方が集まりま
したが、来場された国土交通大臣と理
事長の会話に思わず笑ってしまった思
いがあります。

国土交通大臣「このイベントはどこ
が助成しているの？」

理事長「助成金の類は一切いた
いていません。行政はあてにしてい
ないから」

国土交通大臣「えっ？ こんな立派
なイベントで、行政がまったく助成し
ていないの？……おーい、住宅局長！
本当か？ 何やってんだ!？」（笑）

理事長の口の悪さもおかしかったの
ですが、大臣のリアクションもなかなか
でした。

事業Ⅱ 志+企画力+人脈力

二〇〇六年二月一〇日に実施した
「第六回耐震補強フォーラム」は、そ
の名も「サバイバルゲームin六本木」。
場所は六本木ヒルズのハリウッドホー
ルで、約四〇〇人集まった参加者のう
ち、ゲームの優勝者はハワイ旅行にペ
アでご招待！ そのほか、たくさん
の景品に、会場での飲み物や食事は無料。
さらに、人気漫画家やグラビアアイド
ルまで登場しました。

そんなお金、どこから出るの？……
それはやはり、助成金など公的なお金
ではありません。セコム（株）様、（株）
JALUX様、学校法人メイ・ウシヤ
マ学園ハリウッド美容専門学校様、森
ビル（株）様など、企業の協賛金
やご好意です。企業も何か社会に貢献
したいと常々考えていらつしゃいます。
NPOは、その思いに応えるような事

NPO 法人とは

NPOとはNon-Profit Organizationの略称で、「非営利組織」、「非営利団体」を意味します。平成7年の阪神・淡路大震災を機に市民活動団体が簡単に法人格を取得できるようにするため議員立法で制定された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）が平成10年12月1日に施行され、「特定非営利活動法人」、いわゆるNPO法人が誕生しました。

NPO法人の最大の特徴は、誰でも、資金なしで設立できる点にあります。資本金※ばかりか、申請手数料や登録免許税なども必要ありません。

※平成18年5月1日施行の会社法（平成17年法律第86号）で、株式会社も資本金は1円で設立可能となりました。

【NPO法人は株式会社に比べ設立費用がとってもお得！】

NPO法人は

- ①設立登記前に所轄庁の認証が必要
- ②公証人の定款認証が不要(定款認証手数料5万円と印紙税4万円が不要)
- ③資本金が振り込まれたことを証する預金通帳の写しが不要
- ④設立登記の登録免許税が非課税（15万円が不要）です。

NPO 法人認証の所轄庁は

NPO法人は、所轄庁の認証を受け、法人設立登記が完了することによって成立します。

所轄庁は、一般的には都道府県知事ですが、法人の事務所が複数の都道府県に設置される場合は内閣総理大臣(内閣府)になります。

業を実施する企画力や人脈力(?!)が問われていると思います。

二〇〇七年一〇月には、第九回都市防災推進セミナーとして「第一回日本耐震グランプリ―耐震の国民運動を―」を開催しました。これは、「住宅等の耐震化」、「家具の転倒防止等」に努めてこられた団体・個人を表彰するもので、今年も第三回を開催しましたが、毎年、都市センター会館のコスモスホールというやはり立派な会場で開催さ

せていただいています。

「頑張った人をみんなでほめる」ことで、耐震補強や家具固定に対する地道な取り組みのモチベーションアップを図ることが目的ですが、ただ「いのポタ」がほめるだけではなく、ナント「内閣総理大臣賞」が授与されるのです！これには受賞団体のみならずも大喜びです。

イベントの開催経費は、防災グッズ・サービスや耐震補強工法を紹介するコーナーを作り、そこに展示をしてくださる企業様から出展料をいただけてまかなっています。「内閣総理大臣賞」という大きな賞が授与されるイベントということで、出展企業様にも大きなメリットがあるわけです。

社会に訴えたいことを効果的にアピールするためには、志だけではなく、こういった企画力、人脈力も必要ではないでしょうか。

現代社会の三つの脅威

自宅近くの民設民営の宅老所（老人



グランプリ受賞団体に授与された「内閣総理大臣賞」(2008年11月4日「第2回日本耐震グランプリ」にて)

福祉サービス提供施設)で、ボランティアで始めたギターの弾き語り。彼の歌声を聞くうちに、自分でトイレにもいけなかったお年寄りが、手をたたき、一緒に歌い、やがてトイレも食事も自分でできるようになったといいます。

社会の役に立つ仕事がしたいと役所に入って三〇余年。「こんなふうには人の役に立てることがあるんだ！」という新鮮な感動とともに地域での活動にどんだんのめりこみ……これは、元東京都職員の木谷正道氏（NPO法人東京いのちのポータルサイト副理事長／NPO法人暮らしと耐震協議会理事長／「軻・日本の心」実行委員長／まちな音楽家）のことです。

彼は、大地震の連鎖、地球温暖化、人間の内面の崩壊を「現代社会の三つの脅威」と言います。

第一に、迫りくる首都直下型地震。このままでは、東京は壊滅する。世界経済にまでも大きな影響を及ぼすでしょう。

第二に、地球規模の環境破壊。

地球規模で気候循環のパターンが変わり、異常気象（干ばつ、洪水、熱波、雪崩、台風など）が頻発しています。地球の温暖化は、世界各地で起こっているハリケーンなどの自然災害とも無縁ではないそうです。

NPO 法人が 毎年所轄庁に提出する書類

■NPO 法人は、毎事業年度初めの3カ月以内（つまり毎事業年度終了後3カ月以内）に、以下の書類を所轄庁に提出する必要があります（9月決算法人なら12月末まで）。

- (1) 事業報告書等提出書…1部
- (2) 事業報告書…2部※
- (3) 財産目録…2部※
- (4) 貸借対照表…2部※
- (5) 収支計算書…2部※
- (6) 役員名簿及び役員のうち報酬を受けたことがある者の名簿…2部※
- (7) 社員のうち10人以上の者の名簿…2部※

■前事業年度に定款を変更した場合は、次の書類も提出しなければなりません。

- (1) 変更後の定款…2部※
- (2) 定款の変更に係る認証に関する書類の写し…2部※
以下の「軽微な事項」に係る定款変更の場合は、所轄庁の認証がいらないため提出不要。総会で議決した時点で効力が生じます。
 - ・事務所の所在地（所轄都道府県内で変更する場合のみ）
 - ・資産に関する事項
 - ・公告の方法
- (3) 定款変更に係る登記に関する書類の写し…2部※
以下の登記事項以外の事項を変更した場合は不要です。
 - ・目的及び業務
 - ・名称
 - ・事務所
 - ・代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - ・存立時期又は解散事由を定めたときは、その時期又は事由
 - ・資産の総額

※所轄庁により提出部数は異なります（東京都の場合、上述のとおり正本・副本〈閲覧用〉の2部）。



宅老所でギターの弾き語りボランティアをする都庁職員（神奈川県平塚市のNPO法人「ひなたぼっこ」にて）

消費することイコール満足。そんな社会が本当に正しいのか。

宅老所で働く人たちは、決してお給料は高くない。でも、海外へ行ってブランド物のバッグを買うことより、宅老所での毎日が楽しくて仕方ないから、そんなにたくさんのお金は必要ないのだそうです。

第三に、心の問題。

親が子を殺し、子が親を殺す。行きずりの他人をささいな理由で殺す。

インターネット上の掲示板に「死

ね！」と書く。書かれた子は自殺する。

木谷氏は、戦後六〇年を機に、日本社会と自分の人生を年表にしたそうです。何年に何が起って、その頃、自分はどこで何をしていた……。

日本社会は、自分たちが思い描いたような輝かしい姿だろうか？

否。

それは誰の責任か。大人たちか？

政治家か？……自分に責任はないのか？

否。

彼は、現代日本社会のゆがみの原因は、戦後六〇年を生き延びてきた「自分にもある」と言い切るのです。だから、自分の残りの人生、自分にできることはなんでもする、と。

そのためには時間がない。一分一秒を惜しんで、自分がやるべきことを全力でやろう……定年退職まで一年を残して、彼が都庁を辞めた理由はそんなところだと思っています。

「いのボタ」のメンバーには、他にも公務員がたくさんいます。

「耐震補強が進んだら、死んでもいい！」という鍵屋一氏（東京板橋区）は、耐震補強推進事業のリーダーとして活躍しています。私は、この「熱い地方公務員」たちに刺激され、「いのボタ」の活動にかかわってきたと言えるかもしれません。

一人では戦えない相手があります。でも、みんなで知恵と力を出し合えば、必ず道は開けます。

政治や行政だけでは解決できない問題があります。そんな時、地域と人の力を結集させたNPOは、もしかしたら時代の救世主になるかもしれません。そして、地域に密着した業務を担っている地方公務員は、NPOのキーパーソンになるのではないかと思うのです。